

愛知県環境審議会水質・地盤環境部会（2025 年度第 1 回）会議録

1 日時

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 出席者

（1）委員（16 名）

【対面出席】

井上部会長、榊原委員、秋葉特別委員（代理：東海農政局農村振興部農村環境課長）、
山田特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長）、
小森特別委員（代理：中部地方環境事務所環境対策課長）

【オンライン出席】

浅川委員、神谷委員、武田委員、田中委員、南委員、神本専門委員、田代専門委員、廣岡専門委員、
宮崎専門委員、佐藤特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、澤井特別委員（代理：第
四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）

（以上 16 名）

（2）事務局（9 名）

【対面出席】

（愛知県環境局）平野技監、杉本環境政策部長
（水大気環境課）戸田課長、鈴木担当課長、小塚課長補佐、内田課長補佐、木佐主査、小島主査
（環境調査センター）内藤水環境部長

（以上 9 名）

4 傍聴人等

傍聴人 1 名

報道関係者 なし

5 議事

- ・会議録の署名について、井上部会長が神谷委員と南委員を指名した。

（1）審議事項

底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・資料 1 ～ 3 について、事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

【榊原委員】

類型指定された後、最初の 5 年間程度の状況を踏まえて、保全対象種の生息状況の健全性を把握するということだが、比較の対象となる現在の保全対象種の状況はどうなっているのか。

【事務局】

保全対象種の現状については、国が東京湾、伊勢湾における環境基準の達成率及び達成期間の検討の中で確認を行っているところであり、三河湾についても同様に、達成率等の検討の中で調査していくものと考えている。類型指定案の検討においては、東京湾、伊勢湾等と同様に、参考資料 1 の P67 以降に掲載した、2008 年に水産庁が作成した漁場環境評価メッシュ図に基づく分布状況等を参考としており、このような状況にあることは把握している。

【榊原委員】

こちらは 2008 年時点の状況ということなので、類型指定後の状況についても、早期にある程度把握しておかないと、5 年後の目標とする達成率、達成期間の設定が難しいと思う。

また、保全対象種の中で最も注目すべきなのは、資料 2 の P4 にある保全対象種の判断項目のうち、⑩の地域関係者が必要としている種と思われるが、該当する種は何か。

【事務局】

資料 2 の P28 に三河湾における保全対象種 34 種の一覧を掲載しており、⑩の地域関係者が必要としている種は全て保全対象種としているため、全てこの中に含まれている。

【南委員】

これまでは COD や窒素、りんにより水域の状況について議論されてきたが、今回の話はこれらとは別に新たに底層溶存酸素量に関する水質環境基準を設定するという事でよいのか。

【事務局】

そのとおりである。海域や湖沼では、既存の環境基準である COD、全窒素及び全りんが有機汚濁物質及び富栄養化をもたらす栄養塩類の指標として設定され、負荷削減のための排水基準や総量規制基準の設定と併せて、環境の水質の状況を表しつつ対策と結びつける役割を担ってきた。

一方で、貧酸素水塊の発生や干潟・浅場及び藻場の減少、水辺の親水機能の低下等の課題が残されており、COD を中心とした体系では対応できないとして、魚介類等に対する直接的な影響を判断できる底層溶存酸素量が指標として有効であるとされ、2016 年 3 月に新たな環境基準として設定されたものである。

【南委員】

資料に示された水質調査地点では COD や窒素・りん等の測定も行われていると思う。今回は底層溶存酸素量に関する議論だけであったため、今後は底層溶存酸素量だけを見ていくというイメージを持ったが、水環境の状況を把握していくには、全体を見ていく必要があると思う。今後も総合的に確認していくという理解でよいのか。

【事務局】

今回は、底層溶存酸素量の類型指定の審議であることから、底層溶存酸素量を中心に説明したが、引き続き COD 等の測定も実施するところであり、これらも含めて総合的に状況を把握していく。

【井上部会長】

資料２の P23 に類型の指定（案）の水域区分図が示されているが、これとは別に COD、窒素・りん、亜鉛等の水生生物保全環境基準の類型の水域区分図があり、それぞれ線引きは異なるかもしれないが、ここに、新たに底層溶存酸素量が追加されるという理解でよいのか。

【事務局】

そのとおりである。

【井上部会長】

資料２の P25 に、類型指定された後、「保全対象種の生息状況の健全性についても可能な限り把握する。」とあるが、どのようなことを把握することになるのか。代表種 13 種の生息環境についても把握するということか。

【事務局】

可能な限り実際の生息状況等を把握していくものと考えているが、どの程度まで把握するのかという点については、国が東京湾、伊勢湾等で実施する状況を参考として進めていきたい。

【榊原委員】

今回の類型指定の検討に当たっては、水産関係者等へのヒアリングが行われており、漁業に関わる水生生物の生息状況が健全性の評価につながっていくということだと思うが、関連して、漁業関係だけではない生態系全体の評価のために、例えばこの地域の魚類や二枚貝の研究者の方々に意見を聴いていくということはあるのか。

【事務局】

今回の検討に当たっては、水産関係者として県水産課、水産試験場、愛知県漁連の方々にヒアリングを行い、例えば、5 m 以浅では浅場での再曝気等による酸素供給が期待できること、平場ではアサリ等の二枚貝による水質浄化機能が期待できるといった意見があり、これらを反映した上で類型指定案を作成した。

ヒアリング対象は水産関係者のみであるが、これは、類型指定の具体的な手順を定めた国の中央環境審議会の答申において、考慮すべき情報が水産関係者へのヒアリングとされているためである。また、保全対象種として選定された水産業で漁獲される魚介類を保全していくことによって、その他の種全体が保全できるものと考えている。

国が行う東京湾や伊勢湾等の検討において、生物多様性や生態系の視点も入れて調査していくということになれば、それに倣うものと考えているが、現時点では国の動向を注視しながら、今後の対応を考えていくということである。

【榊原委員】

今回の類型指定の話というわけではないが、これまでの審議会において、環境基準が定められていない物質であっても、社会問題となったことで先行的に調査しなければならないものがあるということとは共通の認識になっていたかと思う。また、私自身、水生生物への生物濃縮等を研究していた経験

があるため、海産物として注目を浴びていないような種であっても、溶存酸素量の影響を大きく受ける種がいるのではないかと、そのような種にも注目するとか、その点を研究している専門家にも意見を聴くといったプロセスがあるとよいと思った。ものづくりの愛知を支えていくため、環境基準などがないものについても、先行的に取り上げてもらえるとよいという視点である。

なお、今回の底層溶存酸素量の話については、類型を指定し測定を続けていくことが、三河湾の環境浄化や水産資源の確保、そのバランスを考えていく上でも有効ということで、非常に重要なものだと考えている。

【井上部会長】

関連して、資料2のP4にある保全対象種の判断項目の⑧に「環境省及び愛知県のレッドデータブックに記載されている種のうち、その減少要因が水質悪化や溶存酸素量の低下であると推定されている種」があり、P28の保全対象種一覧では4種が該当するとされている。漁業の関係だけでなく、このような環境に関連する種についても着目して、今後の調査を実施していただきたい。また、水質の話ではないかもしれないが、もしかすると、この他にもこの地域に特有な種がいる可能性もあるので、その点は、県の自然環境課とも連携して状況把握に努めてもらえるとよい。

【事務局】

今回の底層溶存酸素量は魚介類等の水生生物の保全をターゲットにした指標であり、行政上の政策目標である環境基準、その達成のために干潟・浅場の造成等様々な施策を実施していく上での目標値として設定するものである。

御指摘のあった海の生態系については、非常に複雑で広範な話であるため、簡単には進められないと思うが、課題として課されたものと認識して、何らかの形で自然環境の視点も含めて考えていきたい。

【浅川委員】

今後の話であるが、資料2のP26には東京湾での評価方法の考え方として、連続測定の例の記載もあるが、P24のスケジュールでは、類型指定後の試験測定は毎月1回の測定となっている。

特に夏季の状況は重要と考えられるが、連続測定を行う予定はあるか。

【事務局】

現時点では、月1回の測定を考えており、連続測定の予定はない。

【浅川委員】

夏季の間は、可能な範囲で複数回測定を検討されるとよい。

・パブリックコメントについて

事務局から説明があった。

<質疑応答>

なし

(2) その他

なし

以上